

令和3年11月24日開会

①

令和3年第4回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和3年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第140号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算（第6号）	1
第141号議案 令和3年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	3
第142号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第143号議案 茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正する条例	6
第144号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
第145号議案 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
第146号議案 当せん金付証票の発売について	12
第147号議案 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（笠間地区）事業用地）	13
第148号議案 県有財産の売却処分について（茨城空港テクノパーク事業用地）	14
第149号議案 指定管理者の指定について（茨城県立カシマサッカースタジアム）	15
第150号議案 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）	16
第151号議案 指定管理者の指定について（大洗マリーナ）	17
第152号議案 指定管理者の指定について（洞峰公園）	18
第153号議案 指定管理者の指定について（赤塚公園）	19
第154号議案 指定管理者の指定について（霞ヶ浦常南流域下水道）	20
第155号議案 指定管理者の指定について（霞ヶ浦湖北流域下水道）	21
第156号議案 指定管理者の指定について（霞ヶ浦水郷流域下水道）	22
第157号議案 指定管理者の指定について（利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道）	23
第158号議案 工事請負契約の締結について	24
第159号議案 訴えの提起について	25
報告第6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	27

予 算

第140号議案

令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第6号）

令和3年度茨城県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
洞 峰 公 園 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	洞峰公園の管理運営に係る協定を洞峰わくわく創造グループ代表団体株式会社長大つくば支店と締結する。	自 令和4年度 至 令和13年度	880,000千円
赤 塚 公 園 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	赤塚公園の管理運営に係る協定を筑波都市整備株式会社と締結する。	令 和 4 年 度	33,000千円

第141号議案

令和3年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中小貝川東部流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

霞ヶ浦常南流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和4年度 至 令和8年度	6,140,728
霞ヶ浦湖北流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和4年度 至 令和8年度	5,879,626
霞ヶ浦水郷流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和4年度 至 令和8年度	1,250,349
利根左岸さしま流域下水道、鬼怒小貝流域下水道 及び小貝川東部流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和4年度 至 令和8年度	2,695,502

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第142号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の477の4の項中「第3項」を「第5項」に改め、同表の477の5の項の次に次のように加える。

477の5の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
---	--	----------

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第143号議案

茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正する条例

茨城県森林湖沼環境税条例（平成19年茨城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成25年度まで」の次に「及び令和6年度から令和8年度まで」を加え、同条第2項中「令和3年度」を「令和5年度」に改める。

第3条第1項中「令和4年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第144号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の3の2の項市町村の欄中「常陸大宮市」の次に「, 坂東市」を加え、同表5の項中「。),」を「。）」及び「並びに条例及び改正条例の施行のための規則」を削り、同項第90号を削り、同項市町村の欄中「, (77)」を「及び(77)」に改め、「及び(90)」を削り、同表5の2の項中第56号を第57号とし、第37号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 法第18条の15第6項の規定による調査結果の受理

第2条の表5の9の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同項第22号を削り、同表6の項第5号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第11条の2の規定による休止等の届出の受理

第2条の表8の3の項第22号中「第29条第9項」を「第29条第13項」に改め、同項第23号中「第29条第11項」を「第29条第15項」に改め、同項第24号中「第29条第12項」を「第29条第17項」に改め、同表11の4の項中第36号を第39号とし、第32号から第35号までを3号ずつ繰り下げ、同項第31号中「及び知事への送付」を削り、同号を同項第34号とし、同項中第30号を第33号とし、同項第29号中「及び知事への送付」を削り、同号を同項第32号とし、同項中第28号を第31号とし、第10号から第27号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法第12条の2第1項の規定による報告書の受理及び知事への送付

第2条の表11の4の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法第7条第3項の規定による許可

第2条の表11の4の項第3号中「(4)から(11)まで, (13), (30), (32), (33)及び(36)」を「(5), (7)から(11)まで, (13), (14), (16), (33), (35), (36)及び(39)」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、同項第1号中「(2)」を「(3)」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第4条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付

第2条の表11の16の項中「いう。）」の次に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項第1号中「(17)」を「(18)」に改め、同項中第45号を第47号とし、第30号から第44号までを2号ずつ繰り下げ、第29号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) 省令第1条の4の規定による役員の変更の届出の受理及び知事への送付

第2条の表11の16の項中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第18号中「(19)から(29)まで」を「(20)から(31)まで」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 省令第1条の4の規定による役員の変更の届出の受理

第2条の表11の16の項に次の1号を加える。

(48) 省令第14条の4の規定による役員の変更の届出の受理及び知事への送付

第2条の表11の17の項中第39号を第52号とし、第30号から第38号までを13号ずつ繰り下げ、第29号を第38号とし、同号の次に次の4号を加える。

(39) 省令第10条の8の規定による届書の受理及び知事への送付

(40) 省令第10条の9第1項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付

(41) 省令第16条の3第1項の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付

42) 省令第16条の3第3項の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付

第2条の表11の17の項中第28号を第37号とし、第24号から第27号までを9号ずつ繰り下げ、第23号を第28号とし、同号の次に次の4号を加える。

(29) 政令第2条の8第1項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付

(30) 政令第2条の9第1項の規定による認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(31) 政令第2条の9第3項の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付

(32) 政令第2条の10の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付

第2条の表11の17の項中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、第16号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 法第72条の2の2の規定による改善命令

第2条の表11の17の項第15号中「(16)から(29)まで」を「(20)から(28)まで及び(33)から(38)まで」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第14号を第18号とし、第10号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、同項第9号中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同項第5号中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第4号を第8号とし、同項第3号中「(7)」を「(11)」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 法第6条の2第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

(2) 法第6条の2第4項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付

(3) 法第6条の3第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

(4) 法第6条の3第5項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付

第2条の表14の8の項市町村の欄中「水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、八千代町、五霞町、境町及び利根町」を「各市町村」に改め、同表23の項市町村の欄中「取手市、」を「笠間市、取手市、」に改める。

付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表5の項の改正規定、同表5の9の項の改正規定、同表8の3の項の改正規定及び同表23の項市町村の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第145号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項を次のように改める。

<p>16 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可を受けようとする者</p>	<p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合にあっては、6,800円（同時に他の同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該他の同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可については、4,300円）</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合にあっては、6,800円（同時に他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可については、4,300円）</p> <p>(3) その他の者が許可を受けようとする場合にあっては、10,500円（同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可については、6,700円）</p>
---	--

別表第1の17の項中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>17の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の講習会を受けようとする者</p>	<p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会を受けようとする場合にあっては、3,000円</p> <p>(2) その他の者に対する講習会を受けようとする場合にあっては、6,900円</p>
--	---

別表第1の22の項を次のように改める。

<p>22 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の許可の更新を受けようとする者</p>	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、</p>
--	---

7,200円（同時に他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び同時に同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該同法第7条の3第2項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新については、4,800円）

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、7,200円（同時に他の同項のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項のクロスボウの所持の許可の更新及び同時に同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該同法第7条の3第2項のクロスボウの所持の許可の更新については、4,800円）

(3) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、6,800円（同時に他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び同時に同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該同法第7条の3第2項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新については、4,400円）

(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、6,800円（同時に他の同項のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項のクロスボウの所持の許可の更新及び同時に同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該同法第7条の3第2項のクロスボウの所持の許可の更新については、4,400円）

別表第1の24の5の項の次に次のように加える。

24の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の認定を受けようとする者	9,300円（同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定については、5,600円）
---------------------------------------	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月15日から施行する。
（茨城県証紙条例の一部改正）
- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。
別表第53項を次のように改める。
53 銃砲刀剣類等所持関係手数料

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第146号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、令和4年度において、当せん金付証券を次のとおり発売するものとする。

発売総額 28,000,000,000 円以内

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第147号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

笠間市長兎路1320番12の一部

土 地 31,988.29平方メートル

2 売却予定価格

金 537,403,272円

3 売却処分先

栃木県小山市花垣町一丁目14番21号

協栄産業株式会社

代表取締役 古澤 栄一

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第148号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

- 1 不動産の表示
小美玉市下吉影字テクノパーク2164番1の一部
土 地 41,050平方メートル
- 2 売却予定価格
金 484,390,000円
- 3 売却処分先
東京都江東区東砂二丁目14番8号
成田運輸株式会社
代表取締役 成田 聖一

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第149号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立カシマサッカー スタジアム	鹿嶋市大字粟生字東山2887番地 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 代表取締役社長 小泉 文明	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第150号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県大洗マリンタワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第151号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗マリーナ	那珂郡東海村大字照沼字渚768番地27 株式会社茨城ポートオーソリティ 代表取締役社長 伊藤 敦史	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第152号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
洞 峰 公 園	つくば市東平塚730番地 洞峰わくわく創造グループ 代表団体 株式会社長大つくば支店 支店長 酒井 正晶	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第153号議案

指定管理者の選定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
赤塚公園	つくば市竹園三丁目18番地2 筑波都市整備株式会社 代表取締役社長 石原 孝	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第154号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
霞ヶ浦常南流域下水道	水戸市堀町1163番地17 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所長 中村 光秀	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第155号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
霞ヶ浦湖北流域下水道	水戸市堀町1163番地17 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所長 中村 光秀	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第156号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
霞ヶ浦水郷流域下水道	神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役 中川 欽正	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第157号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
利根左岸さしま流域下水道	下妻市比毛45番地5 共和・茨環・都市環共同事業体 代表者 共和メンテナンス株式会社 代表取締役 橋本 正明	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
鬼怒小貝流域下水道		
小貝川東部流域下水道		

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第158号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
太田警察署建設工事	一般競争入札	千円 1,045,000	日立市多賀町二丁目10番7号 岡部・梅原特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社岡部工務店 代表取締役 岡部 英明

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第159号議案

訴えの提起について

茨城県は、児童扶養手当過払返還金の支払を求めるため、次のとおり裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
東茨城郡茨城町大字長岡4292番地 5	佐 藤 マキ子
東茨城郡茨城町大字前田1680番地142	大 森 由紀子
水戸市笠原町1272番地	佐 藤 京 子
東京都板橋区大和町28番地11-705 ブックハイツ大和	川 上 智 子

2 訴えの要旨

茨城県は、相手方が不当に受給した児童扶養手当について、未収となっている児童扶養手当過払返還金の支払を命ずる判決を求める。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第6号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記3件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和3年11月24日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

自然博物館所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

千葉県八千代市大和田新田655番地26

彦田建設運輸株式会社

代表取締役 倉 持 宏 秋

2 和解の内容

(1) 令和3年5月23日（日）午後3時55分頃、笠間市長兎路1059番地6駐車場で発生した事故

(2) 事故の概要

自然博物館所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記場所において、相手方の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 3,911,558円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年10月29日

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 2

和解について

県西県民センター所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年1月20日（水）午後3時40分頃、筑西市玉戸1086番地5地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

県西県民センター所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の普通乗用自動車に追突され、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 1,058,550円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年11月5日

茨城県知事 大井川 和彦

別記3

和解について

つくば警察署所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

土浦市大岩田525番地6

日本貿易運輸株式会社

代表取締役 戸村 保

2 和解の内容

(1) 令和3年3月30日（火）午前11時25分頃、つくば市要351番地10地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

つくば警察署所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 2,458,385円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年11月12日

茨城県知事 大井川 和彦